

## 令和7年度南部大阪都市計画生産緑地地区 新旧対照表

名称	位置	変更前 変更後 面積 (ha)	追加・ 区域変更・ 廃止の別	変更理由	備考	図番 面号
喜志町一丁目 3	富田林市 喜志町一丁目地内	約 $\frac{1.25}{1.20}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和6年12月3日	1/8
喜志町一丁目 5	富田林市 喜志町一丁目地内	約 $\frac{0.30}{0.11}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(死亡)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和6年11月13日	1/8
喜志町一丁目 6	富田林市 喜志町一丁目地内	約 $\frac{0.07}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和6年12月3日	1/8
喜志町三丁目 3	富田林市 喜志町三丁目地内	約 $\frac{0.06}{0.04}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(死亡)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和6年11月13日	2/8
若松町東 一丁目8	富田林市 若松町東一丁目地内	約 $\frac{0.33}{0.14}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和7年1月18日	3/8
甲田 29	富田林市 甲田二丁目地内	約 $\frac{0.31}{0.18}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	甲田桜井線 制限解除日 令和6年8月20日	4/8
甲田 42	富田林市 甲田六丁目地内	約 $\frac{0.10}{-}$	廃止	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による廃止	制限解除日 令和6年11月1日	4/8
廿山 I 16	富田林市 廿山二丁目地内	約 $\frac{0.09}{0.04}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和7年5月13日	5/8
錦織 6	富田林市 錦織北二丁目地内	約 $\frac{0.21}{0.11}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(故障)後の行為制限解除による区域変更	制限解除日 令和6年12月11日	6/8
須賀 5	富田林市 須賀一丁目地内	約 $\frac{0.22}{0.13}$	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申出(30年経過)後の行為制限解除による区域変更(これに伴い面積要件が不足となった272㎡の農地を含む)	制限解除日 令和7年6月13日	7/8
南大伴町 一丁目1	富田林市 南大伴町一丁目地内	約 $\frac{0.83}{0.95}$	区域変更	都市計画決定権者の判断による追加		8/8
		約 $\frac{3.77}{2.90}$	計 区域変更 9地区 廃止 2地区 追加 0地区			
区域合計	$\frac{251}{249}$ 地区	約 $\frac{49.85}{48.98}$				